

## 公園に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と開発者（以下「乙」という。）の間に、乙が草津市開発事業の手続および基準等に関する指針（以下「指針」という。）の規定に基づいて施行した公園について、次のとおり協定する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定において「公園」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 32 条の規定による協議を終えて草津市長が管理することとなる次に掲げる公園をいう。

所在地	地目	面積
草津市		m <sup>2</sup>

（瑕疵担保責任）

第 2 条 乙は、別紙開発事業協定書に定める所有権の移転がなされた日から 1 年間の瑕疵担保責任期間とする。

2 乙は、前項の期間内により瑕疵が発見された場合は、乙は乙の責任において甲が指示する方法により復旧しなければならない。

（枯損樹木等の植替え）

第 3 条 乙は、瑕疵担保責任期間内に枯損樹木等が発見された場合は甲・乙確認の上、乙の責任により植替なければならない。

（引き継ぎ）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項並びに第 3 条の瑕疵担保責任期間満了前 1 ヶ月以

内に甲の立会を求め、引き継ぎ検査を受けなければならない。

（引渡し図書）

第 5 条 乙は、前条に規定する引き継ぎ検査のとき、または協定書締結時に、次に掲げる図書等を引き渡さなければならない。

- (1) 竣工施設平面図、竣工給排水・電気設備平面図、構造物詳細図および各原図
- (2) 施設のメーカー一覧表
- (3) 二次製品（遊具等）安全保証書
- (4) 電気の手続き関係書類
- (5) その他、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（履行の義務）

第 6 条 乙は、指針及びこの協定書の趣旨を十分認識し、信義に従い誠実に本協定を履行するものとする。

（その他）

第 7 条 この協定書の定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 草津市草津三丁目 13 番 30 号

氏 名 草津市長 ⑩

乙 住 所

氏 名 ⑩